

**改正**

平成13年3月30日規則第29号

平成17年3月31日規則第14号

平成24年3月15日規則第8号

平成25年3月25日規則第13号

平成26年3月31日規則第17号

平成29年9月11日規則第39号

吹田市公共工事等の入札に係る関係事項の公表に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、本市における公共工事等の入札制度の改善に資するため、入札に関する事項を公表することに関し必要な事項を定めるものとする。

(契約の範囲)

**第2条** 入札に関する事項を公表する契約は、入札に付して締結する契約のうち、公共工事の請負契約（以下「請負契約」という。）及び公共工事の設計又は監理、公共工事に関する調査等の業務の委託契約（以下「委託契約」という。）とする。

(公表する事項)

**第3条** 市長は、入札に関する次に掲げる事項を、入札の公告（指名競争入札にあつては、通知）後速やかに公表する。

(1) 入札日及び入札の実施方法

(2) 指名競争入札にあつては、指名に関する次に掲げる事項

ア 請負契約に係る入札（電子入札によるものを除く。）にあつては、指名の基準及び指名した者の商号又は名称

イ 請負契約に係る入札（電子入札によるものに限る。）にあつては、指名の基準

ウ 委託契約に係る入札にあつては、指名した者の商号又は名称

(3) 契約の目的となる公共工事又は委託業務の名称、場所、期間及び概要

(4) 入札予定価格

(5) 指名競争入札（電子入札によるものを除く。）にあつては、最低制限価格

2 市長は、入札に関する次に掲げる事項を、開札後速やかに公表する。

- (1) 請負契約に係る電子入札による指名競争入札にあつては、指名した者の商号又は名称
- (2) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (3) 落札に関する次に掲げる事項
  - ア 落札者の商号又は名称及び落札金額
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低の価格（最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格以上の価格で最低の価格）をもって申込みをした者を落札者としなかった場合は、その理由
  - ウ 落札者がなかった場合は、その旨
- (4) 契約の内容に関する次に掲げる事項
  - ア 契約の相手方の商号又は名称及び所在地
  - イ 契約の目的である公共工事又は委託業務の名称、場所、期間及び概要
  - ウ 契約金額
- (5) 一般競争入札又は電子入札による指名競争入札にあつては、最低制限価格
- (6) 落札者がなかったことにより随意契約を行った場合は、契約の相手方を選定した理由（公表の方法等）

**第4条** 前条の公表は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。この場合において、市長は、あらかじめ、当該公表の方法を告示するものとする。

2 前条の公表をした事項は、少なくとも1年間、公衆の閲覧に供するものとする。

（委任）

**第5条** この規則に定めるもののほか、入札に関する事項の公表に関し必要な事項は、総務部長が定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成12年4月1日以後に執行する入札について適用する。

#### 附 則（平成13年3月30日規則第29号）

（施行期日）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の吹田市公共工事等の入札に係る関係事項の公表に関する規則第2条から第5条までの規定は、この規則の施行の日以後に入札の手續に着手する場合における当該入札及びこれに係る契約について適用し、同日前に入札の手續に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約については、なお従前の例による。

**附 則**（平成17年3月31日規則第14号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の吹田市公共工事等の入札に係る関係事項の公表に関する規則の規定は、平成17年4月1日以後に執行する入札について適用する。

**附 則**（平成24年3月15日規則第8号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年3月25日規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の吹田市公共工事等の入札に係る関係事項の公表に関する規則の規定は、平成25年4月1日以後に公告（指名競争入札にあつては、通知。以下同じ。）をする入札について適用し、同日前に公告をした入札については、なお従前の例による。

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の吹田市公共工事等の入札に係る関係事項の公表に関する規則の規定は、平成26年4月1日以後に公告（指名競争入札にあつては、通知。以下同じ。）をする入札について適用し、同日前に公告をした入札については、なお従前の例による。

**附 則**（平成29年9月11日規則第39号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。